

# 中国ビジネス Q&A 最近の環境規制と企業の移転における

**Q** 最近、中国では環境規制や環境汚染の取り締まりが厳しくなっている中で、日系企業も都市部から内陸部などへ工場を移転する例が増えていると聞きますが、これは強制的に行われているのでしょうか。企業が移転を検討する際には、どういう点に注意すべきでしょうか。

**A** **日系企業への影響**  
日系企業が環境規制や取り締まりによって実際に移転を余儀なくされたケースは、多いとは言えません。ただし、移転の「圧力」が高まっていることは確かで、移転を検討している企業は少なくないと思われます。

それは、2015年頃から環境関係の法律が相次いで改正され、また政府の環境汚染改善計画が実行され、これらに伴って政府の取り締まりが厳しくなっていることが背景にあります。特に、16年から17年にかけて党中央と国務院が全国31省・自治区・直轄市で地方の党組織や政府機関の環境への取り組みを査察し、環境汚染の責任を追及する活動（中央環境査察）を大々的に展開したことが大きいと思われます。これによって、地方政府の企業への取り締まりが格段に厳しくなりました。

その結果、17年の行政処罰件数は前年比69%増の約23万3,000件に上っています。18年は9月までで約13万件と前年より減る見込みですが、重い処罰（是正されるまで日割りでの罰金加算、閉鎖・差し押さえ、生産停止、行政拘留、司法機関への移送の「五類」と言われています）は約3万件で、前年を上回っています。日系企業でも、処罰を受けた企業は珍しくない状況です。こうした状況を受けて対応を検討する中で、移転も選択肢の1つになっているものと思われます。

さらに、企業の移転を促す政策として、17年には都市の人口密集地に所在する危険化学品生産企業の改造・移転計画が発表されたが、移転を現実のものとして検討するきっかけになっているようです。

この計画では、安全と“衛生防護距離”（工場の境界から居住区域の境界までの最小距離）の基準に未達の企業が整理の対象とされ、そのうち中小企業と重大なリスクのある大企業は18年末までに移転・改造を開始して20年末までに完了し、その他の大企業と特大企業は20年末までに開始して25年末までに完了することが目標とされています。

表1 山東省における“化工園區”の認定条件

①	連続した区域の建設面積が2平方キロ以上か、または連続した区域の計画面積が3平方キロ以上で建設面積が1平方キロ以上あること
②	園區の総合発展計画が所在市・県の諸計画に合致し、かつ生態保護・資源利用などの基準を満たしていること
③	特色のある主導産業があり、その営業収入が全体の80%以上あること
④	許可された際に安全リスク評価、環境影響評価、水資源論証の各報告が有効期間内にあること
⑤	都市の中心地から離れており、風上に位置していないこと
⑥	園区内企業の生産・貯蔵場所から学校・病院・居住区域までの距離が基準に達していること
⑦	集中熱供給を行っていること
⑧	汚水集中処理施設、河川排水口があり、その水質が国家・地方標準の要求に合致していること
⑨	危険廃棄物の安全処理率が100%に達していること
⑩	安全・環境の集中モニタリングシステムを設置していること
⑪	地下水の水質モニタリング設備を設置し、正常に稼働していること
⑫	環境保護関係の制限付き許可、公開処分を受けておらず、改善命令を完了していること
⑬	安全生産の要求に合致した消防施設・能力を備えていること

(注) 上記の13項目すべてを満たしていることが条件とされる。

その手順は、まず危険化学品生産企業の一斉調査・評価を行い、所在地で改造させる企業（安全・環境リスクが小さい企業）、移転させる企業（安全・環境リスクが大きい企業）、閉鎖させる企業（移転に同意しない企業）のそれぞれのリストを作成することになっています。中国では危険化学品は約2,800品目とされ、それを生産する日系企業の中にも移転リストに入る企業もあると思われます。法律上は移転を命じられることはありませんが、操業を継続することは難しくなります。

## 「化工園區」の状況

危険化学品生産企業の移転の受け皿とされるのが、「化学工業園區（化工園區）」と言われる化学工業専門の開発区です。上記計画では、化工園區を整備することが謳われており、現在、各省・自治区・直轄市でその整理が進められています。

例えば、化学企業数が約6,000社と全国で2番目に多い江蘇省では、18年1月に実施計画が発表され、その中で3月末までに移転企業の受け入れが可能な化工園區のリストを公布し、6月末までに区を設置する大都市で行動計画を制定するとしていました。しかし、18年11月になってもこれらは公布されておらず、既に予定より遅れています。

現在、江蘇省では、化工園區と入居企業の整理が行われているようです。報道によれば、これまでに数カ所の化工園區が閉鎖され、区内の化学品生産企業（合計100社以上）が閉鎖処分になっています。江蘇省政府は、省内54カ所の化工園區を対象に整理を行い、基準に達しない化工園區は閉鎖し、また化学企業についても環境基準に達しない高リスク企業1,000社を削減するとしています。

ただ、18年末までには江蘇省でも企業の移転が始まるため、化工園區の状況はその前に明らかになるものと思われます。

一方、化学企業数が約7,500社で全国最多の山東省では、化工園區の整理が進展しており、18年11月末までに政府が認定または認定を予定している化工園區（専門化工園區を含む）合計85カ所が発表されています。（山東省政府は、化工園區は85カ所以内、化学企業は

5,000社以内とする目標を掲げています。）山東省では18年1月に化工園區認定規則が制定され、認定の条件が規定されました。これは他の地方の条件とほぼ共通しており、参考になります（表1）。

危険化学品生産企業に限らず、環境規制や取り締まりを受けて移転を検討している企業は、化工園區が有力な移転先候補になるものと思われます。化工園區に入れば、再移転のリスクは避けられるでしょうが、しかし化工園區だからと言って、排出基準や環境法令の適用が一般地域よりも緩いというわけではありません。これらに違反した場合には、罰金、是正命令、場合によっては閉鎖などの処罰を受けることになります。したがって、化工園區に移転する場合も、

池上事務所 代表  
池上隆介

# 注意点

表2 汚染物質排出許可証の申請書類

1.	排出許可証申請表：主要な生産施設・製品・生産能力・原材料・補助材料、汚染物質産出・排出工程と汚染防止施設、排出口の位置・数量、排出の方法・方向、排出口と生産施設・工場での汚染物質の種類・排出濃度・排出基準を含む（主要生産施設・生産・生産能力などに営業秘密が含まれる場合は、その旨を注記する）
2.	自己モニタリング計画
3.	承諾書：①申請書類の完全性・真実性・合法性に法的責任を負うこと、②排出許可証の規定に従って排出し、運行管理を規範化し、汚染防止施設を運用・維持し、自己モニタリングを行い、台帳記録と実施報告を行い、環境情報を公開すること、③国家・地方の排出基準・総量規制の要求、地方政府の重点汚染物質排出総量コントロール指標の達成計画などに変更があった場合、新たな要求を満足させ、排出許可証の変更を申請すること、④排出状況が許可証と合致しないことを発見した場合、是正措置を採り、環境部門に報告すること、⑤環境部門と社会大衆の監督を受け、法律・法規違反行為があった場合に、調査に協力し、処罰を受けること、など
4.	排出口の設置・運用規則についての説明
5.	建設プロジェクト環境影響評価文書の許可番号
6.	情報公開についての説明

法令に従い環境影響評価手続を行い、後述する「汚染物質排出許可証」を取得する必要があります。

## 移転先の選択

危険化学品生産企業でなくても、移転の圧力を受けている企業は少なくありません。全国的に都市化、都市市街地の拡大が進む中で、工場周辺に住宅が迫り、住民から汚染された排気・排水や臭気・騒音などの苦情を受け、政府から移転を求められるケースもあれば、設備の拡張や生産工程の変更の際に義務付けられる環境影響評価手続で政府の許可が得られず、やむを得ず移転するケースもあります。また、政府の都市計画や産業発展計画の影響を受け、公式・非公式に移転を要請される企業もあります。

企業が環境関係の法令に違反しても、政府がそれを理由に移転を強制することは、法律上はありません。違法行為で処罰される場合、まず罰金、是正命令、重大な場合には生産停止や閉鎖が命じられますが、移転が命じられることはありません。しかしながら、将来的には上記の原因で移転を余儀なくされるかもしれません。

一般の地域から移転する場合、政府が計画的に開発、整備した各種の開発区が移転先の候補地となります。ただし、区内に居住区域がある（あるいは整備計画がある）場合には、工場専用区域に入ることが必須です。そうでないと、居住区域との「衛生防護距離」の基準を満たさず、再移転を求められる可能性があるためです。

現在、国家級と言われる整備の程度が高い開発区を含めすべての開発区で、国家と地方の環境基準に適合しているかどうかの検査、是正が行われており、多くの開発区が汚染物質を排出する企業の入居を嫌っています。しかし、自社の排出の状況や対策を説明し、排出基準や法令を遵守することを約束することで、受け入れられる可能性が高くなります。なお、開発区と折衝する際には、企業誘致部門ではなく、管理部門の責任者と話をすることが重要です。

## 汚染物質排出許可証の取得

企業が化工園区やその他の開発区に移転する場合でも、現在の場所に残る場合でも、安定して操業を続けるためには、今後は排出許可証を取得することが重要になると考えられます。

排出許可制度は、1980年代から一部の大都市、一部の業種の企業を対象として試行されてきましたが、対象企業が少ないため、環境

汚染の抑止効果が不十分でした。こうした状況をふまえ、16年に国务院が新しい排出許可制度の実施計画を発表し、20年までに企業を含むすべての固定汚染源に対して汚染物質排出許可証の取得を義務付けたものです。17年には業種別の申請期限を記載したリストが公布され、汚染物質の排出量が多い業種は17年末までに申請し、その他の業種は20年末までに申請することとされました。今後は、紙製品製造、塗料・染料・接着剤等製造、洗浄剤・化粧品等製造、ゴム製品製造、プラスチック製品製造、電子部品・デバイス・専用材料製造など、多くの日系企業が従事あるいは取引をしている業種の企業が対象とされています。

そして18年1月に「排出物質排出許可管理弁法（試行）」が施行され、新制度が本格的に始まりました。この規則には、排出許可証の記載事項や取得手続・条件が詳細に定められています。

新しい排出許可証では、汚染物質の排出濃度と排出総量の両方の上限値が記載されます。以前は排出濃度だけが記載され、排出総量については国家または省・自治区・直轄市ごとに定められ、それを企業ごとに割り当てる方式が採られていましたが、これを企業が自ら申請し、地方の環境部門が国家と地方の排出基準と重点汚染物質許容排出量算定規則にする方式に変わりました。

排出許可証の取得手続は、他の行政手続と同様に、事前の手続きが簡素化される一方で、“事中”（手続きの過程）と事後の監督・管理に重きが置かれています。「全国排污許可証管理信息平台公開端」（<http://permit.mee.gov.cn/permitExt/outside/default.jsp>）という専用のウェブサイトを通じて所在地の環境部門に書類を提出し、環境部門は書類審査だけで原則20業務日以内に発行するなど手続きが簡素化されていますが、ただし企業は環境汚染防止に責任を負うことを承諾することが条件とされています。具体的には、排出濃度と排出総量を遵守すること、汚染防止施設を設置・運用すること、排出物質の自己モニタリングを行うこと、環境管理の状況を台帳に記録すること、定期的に環境部門に報告すること、環境関連の情報を社会に公開することなどで、企業はこれらを記載した承諾書を提出することになります。環境部門は、これらが実行されているかどうかを企業のモニタリング記録のチェックや定期報告などを通じて確認でき、企業がこれらの承諾に違反した場合には、厳しい処罰が与えられます。新制度は企業に自主的な環境汚染防止行動を促すという点で、優れた制度設計と言えるでしょう。

申請にあたっては、表2のような詳細な書類やデータの提出が求められます。これらを企業自身で準備するのは大変ですが、そこは中国の環境専門のコンサルタントなどを活用することができます。いったん排出許可証を取得すれば、思いも掛けないようなことで処罰を受けるリスクは大幅に下がります。日系企業が処罰される原因は、汚染物質の排出基準超過、汚染防止施設や排出口の設置の不備、環境影響評価手続での違反など様々ですが、それらのほとんどは排出許可証を取得し、上記の承諾事項を実行することで回避が可能になります。

これから排出許可証を申請する企業は、以上の条件を参考にして自己の状況を点検し、確実に取得するようにしていただきたいと思います。